

総務文教常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。  
平成28年6月20日(月)午前9時55分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。  
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。  
なし
- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員	有村 隆志 君	議員	植山 利博 君
----	---------	----	---------
- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	危機管理監	徳田 純 君
総務課長	橋口 洋平 君	安心安全課長	有満 孝二 君
安心安全課長	有満 孝二 君	総務管理G長	中村 和仁 君
交通防犯グループ長	貴島 俊一 君	交通防犯Gサブリーダー	竹添 陽介 君
総務管理グループ長	吉村 祐樹 君		
建設部長	川東 千尋 君	土木課長	猿渡 千弘 君
建築住宅課長	松元 公生 君	道路整備第2グループ長	三島 由起博 君
建築グループ長	侍園 賢二 君	建築Gサブリーダー	町田 信彦 君
消防局長	馬場 勝芳 君	消防局総務課長	堀ノ内 剛 君
警防課長	喜聞 浩志 君	中央署長	落水田 信一 君
消防局総務課主幹	神水流 崇 君	経理装備係長	岡留 博 君
救急救助係長	今村 公俊 君	装備係	宮田 弘幸 君
陳情者	徳永 徹 君	陳情者	安田 良喜 君
陳情者	中條 智治 君	陳情者	安田 レイ子 君
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。  
書記 徳留 要一 君
- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。  
議案第52号 請負契約の締結について  
議案第53号 財産の取得について  
陳情第3号 信号機の設置に関する陳情
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時55分」

○委員長(前島広紀君)

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る6月14日の本会議で当委員会に付託されました議案2件及び陳情1件について審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということで、それではそのようにさせていただきます。それではまず、陳情第3号に係る、現地調査を行いますので休憩後、警備員室前にお集まりください。それでは、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時03分」

「再開 午前 9時55分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから審査に入ります。

### △ 陳情第3号 信号機の設置に関する陳情について

○委員長（前島広紀君）

まず、陳情第3号、信号機の設置に関する陳情について、を審査します。本日は、徳永徹様、安田良喜様、中條智治様、安田レイ子様にご出席を頂いております。よろしく申し上げます。陳情者の皆様に議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、ご発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押してご起立してご発言くださいますようお願いいたします。

また、陳情者は、委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめご了承ください。それでは陳情の内容の説明をお願いします。

○上井地区自治公民館長（徳永 徹君）

おはようございます。今、鎮守尾橋が工事中で、8月ぐらいから開通の運びになるということで、非常に支線からは県道に入るときに通勤時間帯においては、ほとんど支線のほうからは、県道のほうには入れないと、非常に時間帯的にはですね午前6時半ぐらいから午前9時半ぐらいまでが非常に混む時間であると思うんですけど、それと夕方の時間ですね、そういうことでスムーズに通行ができないか、どうかということで信号をどうしても設置してもらいたいと、それと8月にはその鎮守尾橋のほうから大型車両も入ってくるようになるというふうに聞いていますので、その分を考えるとまだ、交通量が増えてくるんじゃないかなとも思います。そういうことでどうしてもあそこにか所信号機をつけてもらって、交通の流れをスムーズにすると同時に、交通事故とかそういうものを誘発しないということに努めないといけないんじゃないかなと思ひまして、陳情をすることになりました。そういうことで一つよろしくお願ひしたいと思ひます

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりましたが、要点としましてはENEOS山崎石油スタンドの横ですね。その市道と県道の交わる場所に信号機をつけてほしいという要望ですけど、これより陳情者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

この前の議員と語ろかいのときに、お話をお聞きして早速陳情書を提出していただきまして、ありがとうございます。今日、朝の時間帯に現地を見させていただいたところですけども、ちょうどガソリンスタンドの三叉路のところ、正確にいうと四差路ですよ、狭いところもありますからですね。それでそこに信号機を設置してほしいということになるんですけど、少し左側のほうに押しボタン式の信号機ですかね。信号機がありますが、そういうのと連動できるような形でというようなことなんだろうかというふうに思うんですけど、その辺をちょっともう少し御説明いただけますか。

○上井地区自治公民館長（徳永 徹君）

当初は押しボタンの通学路のための押しボタンの信号機があるんで、それを移設してほしいとい

うようなことだったんですけど、それが移設については非常に手間や時間が掛かるよということをお教えいただきまして、今回の場所に新規でつけてほしいということもあります。今、現状はですね、スムーズ出られないので、どうしても急ぎの人は横にある農道のほうに走ったり、市街地に来る人は名波越えで行ったりですねというようなこともあるんですけど、スムーズに流れるのであれば、利用者が非常に利用者が多くなると思うんですよ、岩坂工業団地とかそこら辺についての出勤方も結構おられますし、朝はですね、押しボタンを押すと非常につながるんですよ、その間に入れてもらいたいと思うんだけど、みんな急いでいるので詰めていって入れないんですよ、だからそういうことで無理していくと交通事故とかそういうものも誘発するのではないかなということがありますので、ぜひ新規でできるのであればということでの陳情になりました。

○委員（宮内 博君）

先ほど、現地で執行部の担当の方などもおいでになっていたんですけど、移設も検討したけれども新設のほうがいいだろうということで判断をしているんですけど、8月にその鎮守尾橋が開通するというんですけど、それに間に合うのかどうかというのはちょっとよく分かりませんが、後で執行部の方が来て説明をしますですのでそのときに確認をしたいというふうに思います。地元の意見としては、もちろん開通すれば交通量も当然増えてくるので同時とそういうことで承ってよろしいですね。

○上井地区自治公民館長（徳永 徹君）

はいそういうことで結構です

○副委員長（平原志保君）

山崎石油さんのほうから出てくる車の台数を調査されたことはありますか。多いということですが把握されていますか。

○上井地区自治公民館長（徳永 徹君）

具体的に調べたことはありませんけど、非常に最近、鎮守尾橋が片側通行で通行できるようになったわけですね。完全じゃないですけど、その間からすると非常に交通量がこっち側に抜けて来る人が多いということで具体的なその測定はしておりません。感覚で非常に3割か4割ぐらい多くなっていると、だけど時間的なものが非常に強いんじゃないかなと思われま。

○上井地区自治公民館副館長（安田良喜君）

安田です。お世話になります。今その話の中で、交通量がどれぐらいかというのがあったんですけど非常に朝の時点を見てもみますと、岩坂工業団地に上之段ほうから来る国道10号を下ってくる車。あるいは、敷根保育園に子供さんを送って行って、それから会社のほうへ行かれる方、また上之段のほうからの車、そこら辺が非常に混んでいると、それと同時に、今こちらの梅ヶ谷のほうから国道10号に上がる道路、梅ヶ谷のほうから左折するんですけど、あるいは右折と両方あるんですけど、あそこの方ですね非常に今上之段のほうに行く車等が信号機で、もう何十台もつながってきている関係で出られないという状態で、朝の時点で私が確認した段階では、こちらのほうから10台もしくは20台ぐらいですね山崎スタンドのところに連なっていて非常にとにかく朝の時点では、皆さんが仕事に時間的に余裕がない関係の方でゆとりがない関係で、譲り合いの精神が欠けています。これは私自身もなんですけど、そういう状況で非常にとにかく危険性はあるというふうに私自身も判断しています。また、それ故にあそこには横断歩道とがあって学校の方の通学路にもなっています。割り込みようにも割り込めない、今度は子供さんの方も今あそこの方で車が優先で動くものですから通れるに通れないと、私が通るときには子供さんたちに通りなさいと誘導をするんですけど、こういう状況を見れば、止まっているところに車が突っ込んでいくのではないかと、危険度が非常に高いと、今日来ていただいたときに私に言われたのですが非常に交通量的には昼間は少ないんですが朝夕を見ていただくと、多大な車の量が通る状況にあります。そしてそれプラス、川原のほうに射撃場がある関係で、その車が何台も連なってくるのでますます、通行のほう危険度が高いと判断して、極端に言えば、川内団地から上井団地のところまで連なっている状態も朝の

状態では見受けられます。さらに、岩坂工業団地等がある関係で大型車両が今の段階においても、ダンプもしくは今の工業用の資材を積んでくる大型車両等も非常に多く、牽引車くる関係ですね、非常にとにかく危ない状況ですので、台数的には調査をしていないのですが非常に多くの車が頻繁に通っている状況です。

○陳情者（安田レイ子君）

今、議員さんから台数はとおっしゃったのですが、私が夕方に通るときに、車があんまり連なっているものですから、事故があったのかなと思って、銅田から左のほうに、川原に向かって帰るんですけど、そのときに車がいっぱい、いるもんですから事故があったのかなと思って、時計を見たら5時7分で、それですと数えていったら宮原商店の先まで18台いました。

○副委員長（平原志保君）

ありがとうございます。先ほど言った時点でも結構車が多いなどは感じました。事故の心配というようなことをおっしゃっていましたが、実際に事故か何か御存じですか。

○上井地区自治公民館長（徳永 徹君）

しょっちゅうですね、あそは出会い頭で、無理をして出て行く部分もあると思うんですけど、しょっちゅう接触事故はあります。その上の橋の橋を渡り終わったところと川内団地のところから来る車と国道10号から来る車との十文字になっているので、そこが譲り合いをすればどうにかなるのではと思うような事故が頻繁に起こっています。調べてもらえば分かると思いますが、それと具体的には台数は分かりませんが、詰まっている部分については押しボタンを押すと川内団地の向こうの鎌田工業ですかね、そこの先の高速のところまでつながっていると、向こう側は森田モーターより、もう少し先までつながっている状況で、それが何台ということまでは調べたことはありません。

○委員（常盤信一君）

事情はよく分かりますが、市役所のほうには、まちづくり委員会を通して出されたというに思いますがいつごろ出されて、行政のほうはどうゆう回答をよこしておるかかわかれば示してください。

○上井地区自治公民館長（徳永 徹君）

まだですね、まちづくり計画書については、陳情書を出ただけで、今年の28年度の方で出すという形で追加にはまだなっていないと思います。川内と一緒に出しているということも言っていましたので、川内が出しているのは歩道橋を出していると聞いています。

「休憩 午前10時12分」

「再開 午前10時13分」

○委員（新橋 実君）

産業建設委員会でも対応しているわけですが、話を聞きますと8月に鎮守尾橋は全面完成するんですけども、国道側がですね、最終的には来年の1月か2月くらいに工事が入って3月くらいに完成する話を聞くわけですが、右折帯ができなと最終的な工事は終わらないという話でありましたが、今年の4月に市のほうには陳情されたという話は聞いたわけですが、それで最終的には公安委員会のほうが判断されるわけですが、なかなかすぐにとというのは難しいと思うわけですが、その中でお伺いしたいのですが、時間帯的には朝方と夕方ですかね、これについては信号自体の形式は自動感知式がいいのですかね、こういった信号機を考えているのか。

○上井地区自治公民館長（徳永 徹君）

感知式はですね、よくないのでというか今まで設置したところも替わっていますよね、ということを見ると、またそぐわなくなるのではないかと考えられるので普通の一般的のものにできれば非常にありがたいと思います。

○委員（新橋 実君）

先ほど今の押しボタン式の信号機がありますけども、今のこちらの信号機ができれば、そこら辺

は交差点改良もされて横断歩道等多分付くと思います。そうした時に子供たちがその信号機を利用して、こちらのほうからの利用もできるのかなと思うわけですが、そうなったときに、今のあっちの信号機があるのかなと思ったりもするわけですが、やはりそれは現状で生かしたという考えでいいですかね。

○上井地区自治公民館長（徳永 徹君）

当初の予定からいくと、あそこは近いので下に付けるといっても問題があるのではということで、移設ということを考えてのですが、だから使うには使えると思うんですよね、川内団地たくさん子供がいます。川内団地から出てきてあそこを渡って通学路が一つ外れていますので、でも今度の信号機ができたなら、あそこを一本にしても問題はないと思うんです。通学路もちょっと狭いところを通学路という形にすると車も行きませんし、も 50m くらい行けば元の通学路と一緒になるわけですよね、だからはどっちでも使えるのではと、100m も離れていないので、それが問題になるのであればちゃんとしたのができれば撤去してもやぶさかではないと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

【「なし」と言う声あり】

ないようですので、これで陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 10 時 16 分」

「再 開 午前 10 時 19 分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第 3 号に係る意見聴取を行います。本陳情に係る内容について、執行部の意見を求めます。

○安心安全課長（有満孝二君）

陳情書の説明ということでしょうか。先ほど現場でもお話しさせていただきましたが、信号機の設置についてまちづくり計画書のほうで上がっておりますので、再度そちらのほうを御説明させていただきます。県道の大川原小村線と市道の芦谷下川内線の交差点部分への信号機設置については上井地区の平成 28 年度まちづくり計画書に追加要望として掲載をされております。その内容と市の対応について説明をさせていただきます、上井地区の平成 28 年度まちづくり計画書の追加項目で上がっておりますが 3 月 25 日付で上がっております。これによりますと ENEOS 国分上井 1591 番地ですね、横の T 字路は県道に出にくい状況であるが、鎮守尾橋の完成に伴い、さらに出にくくなることが予想されるため信号機を設置するとともに上川橋横の押しボタン式信号機を撤去してほしいとの要望内容でございました。館長へ要望事項の確認をおこなったところ、上川橋横の信号機を ENEOS 横の T 字路に移転していただければというような内容をお聴きしているところでございます。これを受けまして安心安全課といたしましては、霧島警察署交通課と事前に協議をいたしたところでございます。既存の押しボタン式の信号機はそのまま残した形で要望箇所への信号機新規設置の形がより望ましいというような警察署のほうから御意見等もございましたので、そのような形で霧島警察署のほうに要望を上げさせていただいたところでございます。こちらにつきましては 4 月 6 日付でございます。なお御存じのことだと思いますが信号機の設置につきましては地域住民の意向等を踏まえ管轄の警察署が現地の交通状況等を調査の上、必要性があれば県の公安委員会へ上申し県公安委員会では内容等も十分検討して優先順位をつけ決定する事務の流れとなっているところでございますので付け加えさせていただきます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（常盤信一君）

先ほど陳情者の方から御意見も聴かせていただきましたけども、行政としてはこの信号機の設置についてはどういう理解をし、警察署と協議をしたのか、それから警察署自身は調査の上、公安委員会のほうに申請をするということですが、その共通理解があったのかどうか、そこら辺がわかればお示してください。

○安心安全課長（有満孝二君）

安心安全課といたしましては基本的に、まちづくり計画書で要望のあった事項については現地等を見せていただいているべくいく霧島警察のほうに要望を上げるようにいたしております。これにつきましては信号機とか規制の看板というようなものについて、そこに必要性があるかどうかというのは基本的には安心安全課のほうで最終判断をするべきものではないと思っておりますので、あくまでも出てきたものについては霧島警察署のほうに上げて霧島警察署のほうで、ある程度の判断をして公安委員会に上げていただくというような形になっていると思っております。今回の信号機の設置の部分につきましては、こちらのほうから霧島警察署へ要望書を出す前に交通課のほうと現地の確認をしております。その中でこのような内容であるかあったほうがいいのかどうかということで要望を上げたところをごさいます、まだそれに伴いまして正式な霧島警察署のほうでの現地の調査というのは実際に行われていないのではないかとと思っております。現地調査になりますと1番車の多い時間帯とかという部分での交通量調査から入りまして、そこに必要があるかどうかというのは状況を確認されると思っておりますのでその部分については、まだ実施されていないんじゃないかなと思っておりますのでごさいます。

○委員（常盤信一君）

私もよく知らないんですが、信号機を設置するについての要件というか条件、必要な条件というのは決められているのですかね。何かあれば教えてください。

○安心安全課長（有満孝二君）

その内容について理解いたしておりません。ただ、先ほど申しましたように交通量調査とか危険性の部分を専門的な範囲で霧島警察のほうで判断されるものと思っておりますのでごさいます。

○総務部長（川村直人君）

少し、補足説明をさせていただきます。今月、県のほうでも議会のほうが開かれておりますけれども、その関連の記事が出ておりましたけれども、予算的にも非常に厳しい状況のごさいます。県の方が27年度は150か所程度の要望があつて、その中から各警察署が実現性などを検討して50か所を県警本部に上申をされたと、でさらにその50か所の上申の中14か所で新設がなされたというような記事が新聞に載っておりました。また28年度に予定しているのは、県内で1年間に10基しか設置されないというようなことでしたので、これはまちづくり計画でも各地域のほうから信号機の設置というような要望というのはかなりあるわけですが、非常に県全体でもこういった厳しい状況のごさいます。ですから先ほどの課長のほうからもありましたが今回の陳情の件につきましては7月の6日付で霧島警察署長宛てに市長名で要望をいたしてあります。ですから本市といたしましても、まちづくり計画などで上がってまいりますと調査をしまして原則尊重し、そそのまま警察の方に、問題等が特になければ要請をするわけですが非常にこう厳しい状況だというふうに認識をいたしてあります。市内でもさまざまところから、この信号機設置の要望がありますがやはり、県のほうとしましてはですね、その状況なども調査をして、交通量が多いところから逐次設置されていくものと認識いたしてありますので状況的には非常に厳しいですが、私たちとしましては地元のほうからそういった要望が来れば警察のほうにはおつなぎし説明をさせていただきますのでごさいます。

○委員（常盤信一君）

だとすれば、行政としての権限は無いんだろうけれども、どうしても地元の要求なので早急に設置してほしいというふうに理解しておけばいいんですか我々としては、そういう気持ちでおるということですね。

○総務部長（川村直人君）

そのとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

それではお伺いいたしますけど、霧島警察署管内で信号機の設置というのはどれくらいの要望が出ていますか。

○安心安全課長（有満孝二君）

誠に申し訳ありません。正確な数はこちらに持ってきておりませんが、三十くらいはあるんじゃないかということでございます。

○委員（新橋 実君）

安心安全課が把握されているところは幾らですか、それが二、三十ですか。

○安心安全課長（有満孝二君）

はい、そのとおりでございます。まちづくり計画書として安心安全課を通して出しているところがそのくらいの数ということでございます。

○委員（新橋 実君）

これは聞いた話ですけども、信号機は市の予算であっても市のほうでつけるということはできないという話も聞くわけですけども、市が本当に危ないからここに付けたいといって市で予算を組んで警察署にお願いしてもできないという話も聞くわけですけども、その辺はどうなんですか。もう一回確認しますけど。

○安心安全課長（有満孝二君）

そこに信号機とか規制の看板、停止線等をつけるのはあくまでも公安委員会のものでございます。ただ、それに要する費用について市のほうが出すとか工事の中であるというような状況がどうかというのは調べておりませんので分かりません。

○総務部長（川村直人君）

地方財政法で基本的な財政の負担をする自治体などはどこというのを決められているわけですから一般的にはですね、道路など県道なら県道でも一部負担ありますけれども幾ら県道で整備が遅れているからといって市が肩代わりして県道を整備するということは、現行法ではできないわけですから、今回のこの信号については、恐らくそういう事例というのは聞いたこともありませんし、難しいと考えております。

○委員（新橋 実君）

そういう話を聞いたものですから、昨年 14 か所付いたということですが、霧島警察署管内で付いたか所がわかりますか。

○安心安全課長（有満孝二君）

27 年度の状況で申しますと、溝辺の陵南小学校の分と、青葉小学校の分の 2 か所であるというふうに聞いております。

○委員（新橋 実君）

やはりですね、警察もなかなか予算ないということで先ほどから言われていますけど、事故が起こったからとかですね、死亡事故が起こってからでないと、信号機とか設置はされないというようなことも聞くわけですけども、今回非常に厳しい今予算の中でお願いされるわけですけども優先順位があると思いますけども、そういったのについては、安心安全課はただ提出をするだけ公安委員会のほうですべてお任せという理解ですね。もう 1 回その確認だけ。

○安心安全課長（有満孝二君）

安心安全課としましては、要望に従いまして霧島警察のほうにお願いをいたします。公安委員会の中まで入ってお願いするということは基本的に難しい問題だと思っています。

○総務部長（川村直人君）

この信号機とか、あるいは今回の一般質問でもありましたけれども速度規制などについては、ル

ールについても御説明をいたしました。やはり、地元の警察署を通じて公安委員会のほうに上げるということで、公安委員会の権限でするところについては、あちらの判断でございます。また、こういった要望というのは毎年度、期限を区切っておりませんので五月雨方式で、どんどん出て参りますので、年間どのくらいということは、最後でないとは分からないわけです。ですから私共としましては市のほうに要望が来ますと調査をして警察の方に要望書を提出すると、警察署のほうも、それぞれで調査をされ市が上げたのをそのまま上げられるということはやはり、ありません。今回の一般質問でもございましたけれども、やはり速度規制等についても警察のほうでこのところは、こういう理由できないというようなこともございますので市から要望が上がったものを警察のほうで判断されて必要なものは公安委員会のほうにさらに上げていくということで条件的には非常に厳しいわけですが先ほどの課長のほうからありましたが、県内でも霧島市は非常に交通事故等も余りよくないことですので、思いですのでその中でも付けていただくようお願いをしております。しかし条件としては、非常に県内の中でも数が限られておりますので厳しいということに変わりはないところでございます。

○委員（宮内 博君）

市としては警察の方に地元からもそういう要望があるということで、既に新設をしてもらいたい場所だということで申請しているということですよ。それで、公安委員会、県がどのようにそれを判断していくのかということに当然なっていくだろうと思うんですけども、例えば今回の鎮守尾橋の拡幅によるこの交通量というのは以前から議論されてきて、大型車も入ってくるようになるので、地元としては大変危ないということで、これまでなかなか同意が得られなかったという、国分時代からも含めてですね、そういったその場所でもあるというのはずっと議論がされてきたところではあるわけです。既に先ほど話を地元の方からお聴きいたしましたけれども、正確に調べているわけではないがという前提がありますけれども、やっぱり3割4割くらいもう既に交通量が増えているのではないかと、というようなことでありました。また、本当に開通しているという状況ではないんですけどもですね、そういう中で新たに拡幅された橋が開通することになると当然便利になりますので交通量も増えるということは避けられないというふうに思いますが、そういう場合にその地元からのこの意見を受けるということではなくて、もっと市のほうで能動的にその辺をこの予測をして、そして、同時にその県と交通量調査、予測調査等をやって優先度を決定するというような形ってというような工夫というのはできないものですか。その辺どうなんでしょうか。

○安心安全課長（有満孝二君）

先ほども申しましたように信号機の方で申しますと二十、三十くらいの要望があるという部分の中で、市のほうが警察に上げるものに対しての優先順位をつけるということに対しては、基本的にそれぞれの地区の事情、交通の状況、いろいろな部分があると思っておりますので、安易に市が判断できるような、優先順位をつけられるものではないのではないかと私は思っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

溝辺のほうでも新しく道路が開通することを踏まえて事前に、そのことを予測してという声がある、語ろかいでもその話が出るわけですね、当然おっしゃるように新しく信号機を付けてほしいという要望というのは危ないからどこも急いでほしいという、そういう場所だということで出しているのはどこも共通していると思うんですよ、それで私が言っているのは政策的にこちらが道路を整備計画をして、そしてその新しい通量が増えるような形になっていく場合にその政策的な形で、当然信号機が必要になってくるだろうというような形で議論する場はないんでしょうか。先ほどのやり取りでは住民の側から要望があれば、そういう受け身の話だったものですから、もっと能動的にできるような仕組みというのはないでしょうかと聴いているんです。

○土木課長（猿渡千弘君）

ただいま、土木課のほうでは鎮守尾橋の整備を進めているところでございますけれども、あそこに



つきましては既設の橋梁が1車線で大型車両が通らないということで、今回新しく付け替えをしましてこれからの整備が終わりますと大型車両も入ってくるということで交通量が増えるということになります。それで、当然整備するときに警察、公安委員会とも協議をさせてもらいまして、一部国道の信号機も移設をしているんですけども、そういった面で交通量も増えるということで警察署のほうも十分現地のほうも調査していただきまして整備後は交通量が増えるということは認識している中で、こういった要望が出ておりますので、そこら辺は十分考慮されるんじゃないかと考えております。道路改良するときに当然、新設とか拡幅とかあります県道とか国道とかいろんな幹線道路取り付けとかいう場合も出てきますので、そういうときには交差点協議という形でまず道路管理者の中から安全な交差点をつくるための協議を警察署もしくは、県道であれば県、国道であれば国と協議をします。その中で我々としても、この道路ができることによって信号機が必要じゃないかということになれば併せて、そういった信号機の検討できないかという要望は協議の中でさせていただきます。最終的には今言った、安心安全課を窓口とした形で、取りまとめた形での信号機の設置の要望という形になってはいますが、一応道路整備のときには、そういった協議もさせていただいています。

○委員（宮内 博君）

今回の場合は、橋は随分距離的には離れたところであって、そして今回要望が出ているところとは随分場所的に違うわけですね、今のお話は恐らくその新しく交差点をつくったり、そういうところの場合はそういった協議があるのだらうと思ったんですけど、今回のこの陳情書にあるような場所等もそういった対象になるという理解でいいですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

鎮守尾橋のところの協議につきましては、当然その交通量が増えることによって周りにどういった影響があるかというのは協議をしますし、地元もそういった説明会のときには、そういったことを心配されまして、今の県道ですね、交通量が増えるのではないかとことを言われましたので、そこも含めて警察のほうにも状況を報告しまして、こういったことが地区のほうからも交差点だけではなく県道についても、安全対策をしてほしいというような要望が上がっています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時42分」

「再開 午前10時44分」

## △ 議案第52号 請負契約の締結について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第52号、請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第52号請負契約の締結について、その概要をご説明申し上げます。昨年9月定例会で契約締結議案を議決していただきました、国分庁舎増築工事は、お蔭さまで、現在、順調に施工中であり、進捗率は、5月末で約27%となっております。今回の議案は、当該工事に関連する空気調和システムの工事であります「H28国分庁舎空調熱源機械改修工事」の仮契約を締結いたしましたので、本契約とするため、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。増築庁舎の空調システムにつきましては、計画当初、単体で整備することとしておりました。一方、現国分庁舎の空調システムは平成9年1月から稼働してきており、経年劣化が進んでいることから、現在、機械の一部が故障し、型式が古いため部品の調達が困難なものもあり、一部修復できない状況にあります。このようなことから、庁内で検討を進めた結果、現国分庁舎を含む国分シビックセンター全体の空調熱源機械を増築庁舎の空調とまで賄える能力を持ったものへ改修するとともに、この空調熱源機械を活用した増築庁舎の空調システムとなるよう一体的に整備することにより、管理面を含めたコストの節減を図ることとした次第でございます。工事の内容につきましては、引き続き、総務課長がご説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（橋口洋平君）

引き続き、具体的な内容につきまして、ご説明申し上げます。議案につきましては、9・10ページになります。工事の場所につきましては、11ページに配置図がありますように、既設庁舎の北側、機械棟1階部分になります。平面図につきましては、12ページをご覧ください。今回の空調熱源機械改修工事にかかる条件付き一般競争入札につきましては、九電工・ヤマグチ特定建設工事共同企業体が2億9,995万9,200円で落札いたしました。工期につきましては、平成29年2月末までを予定しております。工事の概要といたしましては、熱源をガスと電気を併用する方式とし、冷却能力1,266KW、加熱能力1,000KWの屋内設置型「ガス焼き吸収冷温水機」の設置及び、冷却能力340KW、加熱能力340KWの電気式の空調熱源機械であります「空冷ヒートポンプ式モジュールチラー」の設置工事でございます。この2種類の機器を設置し、その後、配管工事を行うこととしているところでございます。導入する空調熱源機械は、ガス式はガス焼き吸収冷温水機を新しい機械に更新し、電気式については、蓄熱層を廃止し、代わりに空冷式ヒートポンプチラーという機械を導入するものです。これらの機械を導入することにより、現在使用している機械より省エネ化及び小型化され、管理コストの縮減や、今までの機械室の半分のスペースに収まるため、使用しなくなる機械室の残り半分部分を倉庫として活用することが可能になります。以上の工事につきまして、請負契約を締結しようとするものです。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

先ほど部長のほうからの口述のところで、当初計画では単体で整備をする予定だったと、ところが平成9年から稼働していることから劣化が進んでいるということで、今回一体的にやるということですが、そのことによってどれぐらいの経費節減ができるというような形で試算をなされたのかですねその辺を分かっていたら。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

お答えいたします。経費コスト縮減につきましてですが、まずは機械の設置費用についてですが現在の機械を新たに設置し直す場合と比較した場合、今回の新しいシステムに行きますと約3,000万円安くなっております。

○委員（今吉歳晴君）

私は、この建築であればヤマグチが出てくるのは当然かなと思ったところですが、ただ、この機械設備改修の工事にはたして、こういう建設会社が必要なのか、あるいはここには技術者というのはいらっしゃるのか。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

今回の工事業者につきましては、共同企業体方式をしております、代表者につきましては、主な共同企業体の代表者の要件としまして、九州内に本社、本店、支店、営業所を置き、霧島市入札

参加資格官公需を有している者。直近の経営事項審査結果の官公需の総合評定値が1,600点以上あり平成18年度以降に官公庁の庁舎空調工事において請負金額1億円以上の工事完成実績を有する者ということで代表者の要件を定めております。それ以外に代表者以外の構成員の要件につきましてですが霧島市内に本社、本店を置き霧島市入札参加資格官公需格付区分A級を有しているものということで条件を定めておりますので、今回ヤマグチさんにつきましては霧島市の官公需のA級ということで入札に参加しているというところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

技術力はあるというふうに解釈すればよろしいですか、例えば、外注にほとんど流して行くというようなことはないですか。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

元請工事が今回、九電工・ヤマグチのJVでございます。当然、下請業者につきましては、今回、空調機器ということなので空調機器につきましては専門のメーカーがございまして、そのメーカーの中から機器を選定して入れるということになりますので、下請工事につきましては、メーカーの業者が入るといったことになると思います。

○委員（今吉歳晴君）

九電工については、そういう実績もあるでしょうが、ただ建設業者というのは、はたしてそれだけの技術力はあるのかといいますとなかなか疑問を感じる場所ですし、また、下請を使われるから、その辺については大丈夫なんでしょうが今後のメンテナンスについては、いかがな方法でやっていきますか。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

今後のメンテナンスにつきましては、今発注した工事をこれからの議決をいただきましたら本契約となりますので、本契約になりましてから機器を選定いたしまして、どこのメーカーの物になるか分かりませんが、専門メーカーと契約を交わして工事を行います。工事が終わった後のメンテナンスにつきましては当然その選定したメーカーでないとメンテナンスはできませんので、その選定したメーカーほうとメンテナンス契約を結ぶという形になると思います。

○委員（今吉歳晴君）

ちょっと私はわからないものですかからお聴きしたいのですが、工事については九電工とヤマグチがするわけですが、後々のメンテナンスになった場合に今度は市とその専門メーカーと契約をするという形になるのですか。施行については九電工とヤマグチがするわけですが終わった後の今後のメンテについてはいかがな契約をされるのか。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

はい、お答えします。そのメンテナンス契約につきましては機器選定をした専門メーカーと直接契約を結ぶこととなります。例えば今エレベーターの工事をやっていると思うんですけども、そちらには日立エレベーターが入っていますが当然工事が終わった後は日立エレベーターのほうとメンテナンス契約を結ぶという形になると思いますので、空調機器についても同じような形になります。

○委員（新橋 実君）

今、選定したメーカーと言われましたがメーカーというのはどれくらいありますか。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

全部のメーカーについて、今ここではお答えできませんが、例えばですけど日立でしたり、三菱、ダイキン大きなメーカーであればそういったメーカーがございまして、機器選定につきましては、当然実績のあるメーカーから選ばないといけませんので、大きなメーカーの中から機器選定をする形になのかと思います。

○委員（新橋 実君）

そのメーカーもたくさんあるわけですから、そこで見積の金額というのは差があると思うわけですが、その辺の把握でどのメーカーでもいいですよという判断ですか。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

今回の工事につきましては、設計書を設けまして必要な能力といったものを全部設計図面にうたっております。その設計図面の能力を満たした機器の中から選定することになりますので、当然ピンキリでいろんなメーカーあると思うんですけども実際に選ぶメーカーというのは絞られてくる形になるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

どれくらいありますかと聞いたんですよ。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

設計を行うときに今回機械ものになりますので当然見積りをとらないと設計ができませんので3社メーカーを選定してそこから見積りをとって設定いたしておりますので、基本的なメーカーというのはそこが主軸になってくるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

ということは、3社の中でメーカーは決まると理解してよろしいですね。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

最終的に機器につきましては、工事を請負った元請け業者がこういった機器を使いたいんですけどといった形で承認願いを持ってきます。元請け業者も今回の工事入札をするためにそういったメーカーから見積りを取っていると思えますので同じようなメーカーから取った見積りで金額を合して機器選定をする形になるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

意味がわからないですよ、同じようなメーカーからって、今3者と言われたじゃないですか、指定されたメーカーの3社の中から設計図に書いてあるわけだから、それを使いなさいということであれば、それを使うのが筋ではないですか。それから、また他のメーカーで同じようなやつがあるからこれを使いますということだったら、それはおかしいのではないですか。もう一回確認です。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

はい、見積りにつきまして、3社見積りということで3社を選定して見積金額を設計書に反映させていますけれども、当然その3者、我々が選んだ3社以外にも同じような能力を持った機器を持っているメーカーございますので例えば元請け業者が我々の選んだ3社以外のメーカーから同じの能力を持ったもので金額的にも合うものという形で持ってきましたら、それを選ぶこともあるかもしれせん。

○委員（新橋 実君）

確認しますが、この見積り金額と落札率は幾らですか。

○建築グループサブリーダー（町田信彦君）

はい、今回の工事の設計金額につきましては、3億3,321万2,400円になります。これは税込みになります。落札率につきましては90.02%になります。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

【「なし」と言う声あり】

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時01分」

「再開 午前11時02分」

#### △ 議案第53号 財産の取得について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第53号、財産の取得について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（馬場勝芳君）

議案第53号財産の取得について、ご説明申し上げます。霧島市消防局中央署に配備している高規格救急自動車を更新するため、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。内容につきましては、指名競争入札により、高規格救急自動車1台を霧島市隼人町真孝37番1号鹿児島トヨタ自動車株式会社隼人店店長名頭菌浩二から2,627万6,400円で取得しようとするものであります。以上説明いたしました、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員（新橋 実君）

指名競争入札になっておりますけども、これは一般競争入札ということにできるんですか。

○装備係（宮田弘幸君）

車両が特殊艤装ということで、指名競争入札で上がっております。鹿児島トヨタ、日産自動車、そういったところでしか車両の艤装ができないということになっています。

○総務課長（堀ノ内剛君）

高規格救急車の場合には、今回はトヨタのハイエースワゴンですけれども、この車をそのまま使うことができず、車内を広くしたり車高を高くしたり中に防震ベッドとかそういうものを装備しなければならず、艤装といいますけれども、それをしなければならぬと、それができる会社がトヨタとあと一つ日産と札幌ボデーというところがあるんですけど、札幌ボデーについては北海道仕様の車両になりますので今回は外しています。

○委員（新橋 実君）

だけど、森田ポンプが入っているじゃないですか。

○総務課長（堀ノ内剛君）

森田ポンプにおいては、消防メーカーということで、消防車と救急車を付けた車があるものですから救急車も対応できるということで今回入れております。

○委員（新橋 実君）

設計価格と落札率をお願いします。

○総務課長（堀ノ内剛君）

落札率が93.5%でございます。予定価格は2,810万です。

○委員（新橋 実君）

税込ですか。

○総務課長（堀ノ内剛君）

税込です。

○委員（池田 守君）

現在、この高規格救急車は霧島市には何台ありますか。

○総務課長（堀ノ内剛君）

現在、8台運行しています。

○委員（池田 守君）

その8台と今回のと、全て同じ規格ですか、性能とか。

○総務課長（堀ノ内剛君）

先ほど御説明しましたけれども、日産車とトヨタ車があります。日産車が4台、トヨタ車が4台性能は一緒でございます。

○委員（今吉歳晴君）

内容がよく分からないのですが、車体価格幾ら医療用資機材幾らというように落札はくるのです

か、それでなければ、車体、医療用資機材を含めた中でのこの価格ですか。

○総務課長（堀ノ内剛君）

すべてを含んだ金額になります。

○委員（今吉歳晴君）

例えばこの医療用資機材というのは、どういうものがあるのか全然わからないんですが少し教えていただければと思うのですが。

○総務課長（堀ノ内剛君）

高度救命処置用資機材といいますけれども、例えば救急モニター、心電図とか血圧測ったりできるもの、それと半自動除細動器ですね、AEDとは違う救命士が使える除細動器です。それとか人工呼吸器とか応急処置セット、電動吸引器等が高度救命処置医療資機材となっています。

○委員（今吉歳晴君）

車両価格とその医療資機材、この価格の割合はどれくらいか、本体のみの価格は幾らくらい、医療用資機材はどれくらいになるか。

○総務課長（堀ノ内剛君）

この高度資機材と並びに艤装関係でだいたい1,700万円程度、ということは車両が1,000万円程度ということになります。

○委員（今吉歳晴君）

この高規格救急車というのは装備品の基準というのは決まっていますか。やはり、市のほうで資機材をとということで要望を出されるのですか、それとも決まっているのか。

○総務課長（堀ノ内剛君）

総務省の消防庁が基準を出しています。それに適応した車を使っています。先ほどの高度救命処置資機材とか艤装については、1,000万円、車についてが1,700万円でした。申し訳ありませんでした。

○委員（今吉歳晴君）

先ほど、心電図、除細動器など含めてそれが、車体価格のほうが大きいのですか、私は医療機器のほうがずっと金額的には多いのかと思っていたのですが。

○総務課長（堀ノ内剛君）

車両自体は、トヨタハイエースなので1,000万はかからないと思いますが、その中の高くしたり大きくしたり、ベッドを敷いたりというところで車両が高くなっております。

○委員（新橋 実君）

今回、中央署に配備しているこれを更新ということですけど、これは何年間使用されて走行距離は何k mくらい走られていますか。

○総務課長（堀ノ内剛君）

今回、更新する救急車ですけども、平成22年12月に取得したもので6年でございます。現在の今日までの走行距離が16万3,991k mです。

○委員（新橋 実君）

これを今回、更新するということですので、この車はどのような形にされるのか、トヨタが持って行って処分されるのか。廃車になるのか、その辺はどうなのか。

○総務課長（堀ノ内剛君）

今回も鉄くず処分という形を取らせていただきます。

○委員（岡村一二三君）

購入される車に関してですが、横川に配備してある救急車1Lで2k mしか走りませんよ、という話を聞いてびっくりしたのですが、それなりに重装備されていらっしゃるのかなとは思いましたがけれども、これもそういった燃費になるんですかね。

○総務課長（堀ノ内剛君）

霧島市にある救急車の全て燃費とかその辺を調べてみました。日産車においては1L、4k mか

ら5Km, トヨタ車においては4kmから6kmを示しているようでございます。エルブランドとかハイエースワゴンの重量が約2tありますけれども、そこに偽装を重ねると750kgくらい重くなる計算になります。と後一つ、救急車については、一回出動をしたら帰るまでエンジンを切りませんので、その辺の関連も出ていると思われまます。

○委員（岡村一二三君）

ということは、4kmという話でしたけれども装備をした後には先ほど言った横川の救急車と変わらないような燃費率になるというふうに理解していいんですかね。

○総務課長（堀ノ内剛君）

通常ですね、横川の救急車を調べてみましたら、L4kmから5kmくらい伸びている状況です。2kmというのがちょっと分かりません。

○委員（岡村一二三君）

私は、自分で測ったわけじゃないです、市民の皆さんからお話を聞いて、燃費の高くつくということで救急車もそんなに使ってもらっては困るというような話も出ましたのでせつかくの機会ですね、お尋ねしたところです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

【「なし」と言う声あり】

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時15分」

「再開 午前11時16分」

## △ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情1件と議案2件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があればご発言ください。それでは、まず、陳情第3号について、意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

陳情3号は、新しく鎮守尾橋が拡幅されて、8月頃から通行が可能になるということを受けて、交通量が、かなりも増えてくるのではないかとということで提出をされている内容になっているわけです。以前からこの橋の拡幅については、かなり長い期間議論をされてきた経過が議会でもあります。そして、これまで地元の方たちの合意が得られない一つの原因として、大型車両が通行可能になるということと、通行量がかなり増えるという懸念が示されているということは、これまで議会の中でも、やりとりがあったと記憶をしています。それで先ほどの執行部からの説明によりますと地元から信号機設置の要望があってまちづくり計画等にもそういうのが記載をされていけば、それを受けて公安委員会のほうに、市としてはこの申し入れをして要請もしていくということであります。とてもこの受け身の感じがするので、説明を聞く中で、この受けて取れるわけでありまますけれど、新しく交通量等が変わるような整備をする場合、もっと早い段階から、その辺の基礎的な調査を県道でありますからですね一定の制約はあるだろうというふうに思いますけれども、やはり原因者はやはり霧島市ということに当然なってくるわけですので、その辺の事前の計画なりが、あってしかるべきではなかったのかなというふうには思います。当然陳情書はそういう状況を踏まえて提出をされているということでもありますから、できるだけ早くですね設置ができるような形で、も

つと執行部も能動的に動いてもらいたいなど、そういうことを感じているところです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第52号について、意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。議案第53号について、意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情1件と議案2件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時17分」

「再開 午前11時20分」

#### △ 議案第52号 請負契約の締結について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第52号請負契約の締結について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第53号 財産の取得について

○委員長（前島広紀君）

それでは、議案第53号財産の取得について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 陳情第3号 信号機の設置に関する陳情

○委員長（前島広紀君）

次に、陳情第3号、信号機の設置に関する陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採



決あるいは継続にするかをお諮りします。ご意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

自由討議の中でも申し上げたんですけど、やはり確実に交通量が増えてくると、危険度が増すということで、現状でも3割くらい増えているようなことが地元からも報告がありましたので、できるだけ早く設置をするという方向で処理をしたほうがいいと思います。

○委員長（前島広紀君）

今、採決をすべきだという意見ですけれども、よろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員長（前島広紀君）

したがって、陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。陳情第3号については、採択すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第3号については、全会一致で採択すべきものと決定しました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時27分」

「再開 午前11時28分」

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前島広紀君）

ただいま議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは報告については、委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「一任」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時30分」

「再開 午前11時31分」

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査について、協議します。具体的な調査項目等のご意見はありませんか。項目を「総合的な企画行政について」、「行財政運営について」、「消防行政について」及び「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務について」、「教育行政について」とし、議長に提出することによろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員長（前島広紀君）

それでは、そのようにいたします。次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何か

ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（前島広紀君）

以上で、本日の総務文教常任委員会を閉会します。

「閉会 午前11時33分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀